

いわて健康経営事業所 Q&A

Ver.1.0

【対象】

Q1 本社が岩手県外にありますが、県内の支社・支店でも認定制度の対象となりますか。

A1 本制度の対象とする事業所等とは、岩手県内において事業活動を行う企業、法人及び団体としており、県外に本社（主たる事業所）がある事業所であっても、県内に事業所を有して事業活動を行っていれば申請することができます。

なお、県外の本社が一括で「健康経営宣言」をしている場合は、認定申請書に加入保険者の「健康宣言認定書」等の写しを添付してください。

【認定のメリット】

Q2 認定事業所のメリットとしては、何がありますか。

A2 健康経営に積極的に取り組む事業所等として、知事から「いわて健康経営認定事業所認定書」が交付されます。また、認定事業所「ロゴマーク」のシールを配付予定です。（名刺等にロゴマークを使用する場合には、別途手続きが必要となる場合があります。）

なお、県と医療保険者等は、認定事業所が行う従業員等への健康づくりの取組を広報するとともに、保健所等による出前講座や健康教室、アドバイザーの派遣、健康情報や健康イベント等の情報提供など、健康経営推進のための支援を行うこととしています。

【健康経営宣言・登録】

Q3 健康経営宣言していない事業所でも、認定申請できますか。

A3 まずは、健康経営宣言していることが必要です。認定を受けようとする事業所は、加入している保険者（協会けんぽ等）が実施している健康経営宣言に関する事業に登録してください。なお、既に登録している場合は、あらためて登録する必要はありません。

【申請】

Q4 申請書、評価シートの提出は、FAXやメールでもできますか。

A4 FAXやメールでの提出は認めておりません。原則として、「岩手県電子申請・届出システム」により提出してください。社内ネットワークのセキュリティ設定等の理由でシステムが利用できない場合に限り、「認定申請書」、「評価シート」を郵送にて提出してください。

【認定基準】

Q5 5つの認定基準のうち、取組を行っていない項目がありますが、認定申請しても構いませんか。

A5 「評価シート」で適合状況をチェックして、5つの基準をすべて満たしていることを確認したうえで申請してください。取組を行っていない項目については、認定取得に向けて、取組の目標のひとつとしてください。

【事業所の概要】

Q6 従業員の定義は。

A6 本制度における「従業員」は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とします。
なお、定期健診受診率、受診勧奨及び健康課題の把握以外の取組については、健康診断実施義務のない、他社からの受入れ出向社員や派遣社員、契約社員、パート・アルバイト等についても、健康経営の取組（食生活の改善、運動機会の促進などに向けた取組等）の対象となっている場合は、従業員に含めてください。

【定期健診受診率】

Q7 定期健診とは、何ですか。

A7 労働安全衛生法に基づき、事業主が、1年以内ごとに1回（深夜業従事者などは2回）行わなければならない「医師による健康診断」です。

Q8 定期健診未受診の「やむを得ない理由」の例には、どのようなものがありますか。

A8 やむを得ない理由の例としては、次のような場合が該当します。

- ・定期健康診断の実施予定日の直前に急遽、長期の病気休職となった場合（年度内に健診を受けられる時間的余裕がある時期に回復した場合を除く。）
- ・産前産後休業及び育児休業により1年を超えて休業している場合
- ・1年を超える期間で海外赴任にあたる場合

【受診勧奨の取組】

Q10 再検査や精密検査等が必要とされた従業員に、早期に受診するよう働きかけをしていますが、特別休暇等の制度はありません。基準に適合しますか。

A10 評価シートに例示している取組又は制度のうち、いずれかひとつでも取り組んでいるものがあれば適合となります。また、独自の取組・制度については「その他」欄に記入してください。

【食生活の改善、運動機会の促進などに向けた取組】

Q11 「従業員の健康課題の把握」が必須項目となっていますが、どのような取組が該当しますか。

A11 従業員の健康課題の把握の例としては、次のような取組が該当します。

- ・従業員の健診結果を会社として把握及び分析し、「40代の従業員に高血圧が多い」「男性は肥満者が多い」などの健康リスクを、会社として認識している。
- ・協会けんぽ等の事業所健康診断シートを活用し、事業所内で共有している。

Q12 食生活の改善の取組はありませんが、運動機会の促進に向けた取組として、職場でラジオ体操をやっていきます。基準に適合しますか。

A12 食生活の改善、運動機会の促進の取組のうち、いずれかひとつでも取り組んでいるものがあれば適合となります。また、独自の取組については「その他」欄に記入してください。

Q13 市町村や関係団体が開催する健康イベントに、従業員によっては参加しているが、会社としては把握していません。「健康イベント」として記入できますか。

A13 組織として参加しているものが適合します。個人で参加しているものは認められません。また、企業展示会への出展といった自社製品の販売促進等の延長上のイベントの参加や、忘年会等の一般的な懇親会の開催も「健康イベント」としては認められません。

【受動喫煙対策】

Q14 健康増進法に基づく受動喫煙対策の必要な措置について、具体的な内容は。

A14 健康経営の取組として、健康増進法に基づく受動喫煙防止に向けて、適切な措置が講じられているかを問うものです。

- ・敷地内禁煙：施設（建物）の中及びその施設の敷地内では、喫煙できない。
 - ・建物内禁煙：施設（建物）の中では、喫煙できない。
 - ・法による必要な措置が講じられた喫煙専用室でのみ喫煙を可能としている
- この3つの措置のうち、いずれかが講じられていれば適合となります。

【管理職又は従業員に対する教育機会の設定】

Q15 従業員に対して「健康教室」を年1回、開催していますが、健康情報の提供は年4回程度しかやっていません。基準に適合しますか。

A15 この場合でも基準に適合します。

①年1回以上の管理職や従業員研修の開催・参加か、②少なくとも月1回頻度の全従業員に対する健康情報の提供、①②のいずれかに取り組んでいれば適合となります。

また、健康情報の提供に関する独自の取組については「その他」欄に記入してください。

【評価シートの記入内容】

Q16 評価シートに記入した取組状況等について、内容を証明する書類等を提出する必要がありますか。

A16 評価シートは申告制となっていますので、基本的に証明書類等の提出は不要です。
なお、審査等に当たり、県から記入内容の確認のため、問い合わせを行う場合がありますので、御協力をお願いします。